



商工かわら版

商工会は **行きます** **聞きます** **提案します**

愛南町商工会
愛南町御荘平城2298番地1
TEL.73-0700 FAX.73-0466
商工会HP <https://ainan.info>
AINAN STAND <https://ainan-stand.jp>

インボイス制度(適格請求書等保存方式)の登録はお済みですか？

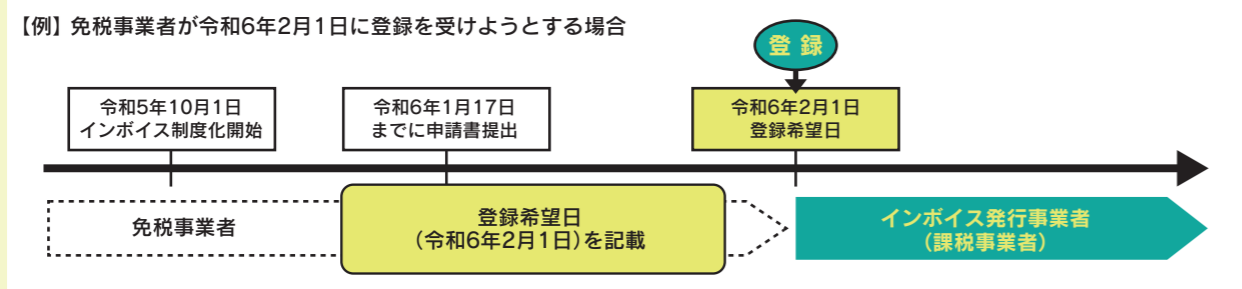
令和5年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。
インボイス制度とは、
売手側:売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイス(適格請求書)を交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
買手側:買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。
制度の詳しい説明については、国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

見直し① 令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「インボイス特設サイト」に掲載されております。
※登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し② 免税事業者が令和5年10月2日以降の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。



見直し③ 課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。
●翌課税期間初日から登録の場合:翌課税期間の初日から15日前の日まで
●翌課税期間初日から取消の場合:翌課税期間の初日から15日前の日まで

POINT 愛南町2023サマープレミアム商品券事業のお知らせ

使用期間 令和5年7月20日(木)～令和5年9月30日(土)
換金期間 7月24日(月)～8月1日(火)→8月7日(月)頃振込
8月2日(水)～8月16日(水)→8月21日(月)頃振込
8月17日(木)～9月1日(金)→9月6日(水)頃振込
9月4日(月)～9月15日(金)→9月22日(金)頃振込
9月19日(火)～10月6日(金)→10月11日(水)頃振込

換金申請は各持ち込み期間内に一回となります。また、上記期間を過ぎますと使用・換金はできません。お忘れのないようご注意ください。

新規会員紹介

内海地区	立目 熊 義
御荘地区	佐々木 仁美 (読売センター南宇和)
城辺地区	幸崎 哲悟 (幸崎商会)
町外	宿毛商銀信用組合

愛南町商工会 会員数 (令和5年6月7日現在)
普通会員 570名
定款会員 22名
特別会員 82名
総 数 674名

入会のおすすめ
会員の皆さま方のお知り合いの方で、まだ会員でない方がいらっしゃいましたら、ぜひご加入をお勧めくださいますようお願いいたします。

愛媛県最低賃金 **853円** (R4.10.5から)

● 当商工会や地域に関するご意見等がありましたら、遠慮なくお寄せください ●

愛南町商工会 本所 (御荘平城2298-1)
TEL.0895-73-0700



POINT

令和5年度通常総代会開催・本年度事業を承認

5月26日(金)に、御荘文化センター大研修室にて令和5年度通常総代会が4年振りにリアル開催されました。議長に内海地区の松本明義氏を選出し、総代66名(うち委任状出席数32名)が出席され、下記の議案が過半数(特別議決においては3分の2以上)の同意を得て、原案のとおり承認可決されましたので、ご報告申し上げます。

上程議案

- 第1号議案 令和4年度収支補正予算書(案)決定の件
- 第2号議案 令和4年度愛南町商工会事業報告及び収支決算書承認の件
- 第3号議案 令和4年度マイナンバーカード普及プレミアム商品券支援事業特別会計収支決算書承認の件
- 第4号議案 令和4年度地域経済活性化2023新春プレミアム商品券支援事業特別会計収支決算書承認の件
- 第5号議案 令和5年度愛南町商工会事業計画(案)及び収支予算書(案)決定の件
- 第6号議案 令和5年度一般会計の借入限度額並びに借入金金融機関指定の件
- 第7号議案 愛南町商工会定款一部改正の件
- 第8号議案 愛南町商工会運営規約一部改正の件
- 第9号議案 愛南町商工会労働保険事務組合事務処理規約一部改正の件
- 第10号議案 役員補充選任の件
- 第11号議案 財産の無償譲渡の件



新役員紹介(敬称略)

旧理事 坂本 剛 新理事 面田 芳紀
〃(青年部) 国松 俊材 〃 坂本 剛
〃(女性部) 宇都宮 典子 〃 谷脇 千秋

令和5年度主要事業

- ①経営発達支援計画に基づく事業の実施
- ②提案型の経営支援・巡回指導の推進
- ③商工会の組織強化対策の推進

おめでとうございます

優良従業員被表彰者名簿(敬称略)

10年勤続表彰

御荘地区	宮崎 かつ代	ハタダ南宇和店
城辺地区	本多 操	有限会社 エムユー
	宇佐 里 砂	医療法人 竹本医院
	好岡 克也	極洋フィードワンマリン(株)
一本松地区	宮下 英幸	(株)サンキョウ

15年勤続表彰

内海地区	宮本 隼人	榊末廣組
	脇田 和之	榊末廣組
	平田 成人	宝水産(有)
御荘地区	埜下 由紀子	池田歯科
	梶田 仁克	榊菊池モータース
	加藤 松子	榊菊池モータース
	清家 香苗	ハタダ南宇和店
城辺地区	吉本 まどか	(有)祐徳企画・SIG
	清水 良	(有)宇佐水産
	関口 大輔	(有)宇佐水産
	宮崎 真梨	榊泰成建設
	中村 優介	飲み食い処 こまつ
一本松地区	三好 久美	西南自動車工業(株)
宇和島市	山崎 秀雄	(株)サンキョウ
	川崎 くらみ	(有)山本緑化センター





愛媛県商工会連合会会長表彰を受賞されました

長きにわたり商工会の運営及び経営改善普及事業の推進に貢献され地域発展に寄与されました役員1名に対し愛媛県商工会連合会会長表彰の伝達が行われました。受賞者の方におかれましては、今後も当会運営につきましてご尽力を賜りますよう、益々のご活躍を祈念致しましてご報告とさせていただきます。この度は誠にありがとうございました。



山本雅志理事

商工会理念

商工会は、工商業者の収益向上や雇用創出につながる経営支援を最大の使命とします。また、産業の発展を促す地域振興にも取り組み、工商業者並びに地域から信頼される組織を目指します。

愛南町商工会・愛媛県商工会連合会

青年部だより

●4月28日(金) 令和5年度県青連主張発表県大会

令和5年度県青連主張発表県大会が松山で開催され南予エリア代表として当部員の岩村泰成氏が出場し、見事最優秀賞に輝きました！次回、9月22日に広島で開催される中四国ブロック大会にて愛媛県代表として出場されます。皆様応援よろしくをお願いします！



●6月6日(火) 「絆」感謝運動を実施

毎年商工会の日に、地域や全国の青年部間の絆を更に強化するため、全国の青年部員が地域貢献活動に取り組んでおります。今年は青年部員12名が僧都川河川敷観栄橋付近の清掃活動を行いました。



女性部だより

●6月5日(月)西海地区 花いっぱい運動を実施

船越の店舗前や内泊の道路沿いにある花壇に花を植えました。近くを通る際は是非ご覧ください。



●6月9日(金)城辺地区 「商工会の日」清掃活動を実施

「商工会の日」に合わせて城辺地区の清掃活動を女性部員2名で行いました。今回は城辺商工会館から愛南町役場までの範囲でゴミ拾いに取り組みました。



イベント情報

8月27日(日) 愛南マラニック～食と海と太陽と～2023

「マラソン」+「ピクニック」＝「マラニック」
愛南町の大自然を生かした全国屈指のハードコースを舞台に走りながら愛南町の食、文化、おもてなしを堪能できる大会です。コースは約53Km！是非、ご参加ください。

愛南マラニックHP ▶ <https://ainan-maranic.com/>



9月3日(日) 愛南町夏まつり

- 開催場所** 南レク御荘公園 (愛南町御荘平城728)
- 日時** 2023年9月3日(日)
- イベント(予定)**
 - WELITミニライブ
 - 陸上自衛隊第14音楽隊コンサート
 - レーモンド松屋ライブコンサート
 - 風の子太鼓演奏
 - もちまき
 - 打ち上げ花火

国がつくった 小規模企業共済
こんな悩みにお応えします
年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

1 経営者のための 退職金制度
2 掛金は 全額所得控除
3 受取時も 税制メリット

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせいただけます

働くみんなに、大きな安心。
中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 小企業退職金共済制度

安全 有利 簡単

詳しくはホームページをご覧ください。中退共 検索

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や賃金引上げ、インボイス導入）等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

小規模事業者の定義

業種	従業員数
商業・サービス業（宿泊・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

補助率・補助上限額等

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円
インボイス特例	50万円 ※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

申請締切り 第13回受付締切：2023年9月7日(木)
※第14回受付締切のスケジュールについては、今後改めてご案内します。

公募要領等 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/index.html



(注意) 補助金は給付金と違い、要件を満たした申請者が必ず受給できるものではありません。補助金は使途内容等にも条件があり経営計画書の作成が必要となります。申請をされる方はお早めに申請先までご相談ください。